

債務負担行為に基づき、毎年七千九百十六万円を支払って終わったので、今後十年間は約八億円の債務負担行為に基づき、毎年七千九百十六万円を支払うことになる。また、投資及び出資金百七十三万七千円の減額についても、津山市都市整備公社の銀行借り入れにかかる償還額の確定による減額補正のことであつた。この議案に関しては一部委員から再開発関連の補正には反対との意見が出されたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決と決した。次に下水道事業特別会計(第二次)補正予算については受益者負担金について合併協議会で決まっている現認可区域は現行どおりとし、新認可区域は今後調整することであった。

次に指定管理者の指定に関してもは、津山駅前駐車場、城下駐車場、鶴山公園、神楽尾公園、津山市市営住宅等の管理運営を委託す

る期定例会で当委員会に付託された議案十一件を審査。一般会計(第六次)補正予算のうち、市街地再開発費の負担金補助及び交付金については、先の再建計画で決定した津山市都市整備公社への債務負担行為に係わる十七年度分の負担額であり、公社側の銀行借り入れが終わり今年度末が第一回の償還となるため四千九百三万円の

建設水道委員会

市の都市建設部(土木、都市基盤、下水道他)、水道事業に関する事項に対応する委員会です。

◎竹内邦彦 ○森岡和雄 小栗興治 川端恵美子
倉持照憲 武本淑男 田中宣夫 米井知博

増額補正をしている。これにより二十五億円の出資金の清算もすべて終わったので、今後十年間は約八億円の債務負担行為に基づき、毎年七千九百十六万円を支払うことになる。また、投資及び出資金百七十三万七千円の減額についても、津山市都市整備公社の銀行借り入れにかかる償還額の確定による減額補正のことであつた。この議案に関しては一部委員から再開発関連の補正には反対との意見が出されたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決と決した。次に下水道事業特別会計(第二次)補正予算については受益者負担金について合併協議会で決まっている現認可区域は現行どおりとし、新認可区域は今後調整することであった。

次に水道の所管に属する報告として、第五次拡張事業の進捗状況と津山市山方に建設の賃貸マンションの件について現在までの経過報告があつた。

し添えて原案のとおり可決と決した。その他報告として総社川崎線都設として位置付け、観光産業の情報発信の拠点施設というソフト面を考慮に入れ、行政と一体となつた観光施策を意欲的に展開させるため津山市観光協会を指定するとの説明があつた。委員から指定管理における、選定委員会の審査項目や評価方法、管理委託費について、また委託した場合の管理責任と料金や家賃の取り扱いについて質問したところ、当局より審査項目としては管理実績があることが重要。また、従来の業務委託と異なり、指定管理者に相応の責任が生ずること、収納は津山市の口座に入る等の答弁があつた。委員からは現行のシステムでは営業努力というものが評価されない。努力によってその結果が返つてくることが本来の目的ではないのか。委託費は安価になつても今以上市民サービス向上に努めるよう強く申

